

## 連帯保証の責任

### 脱退には債権者の承諾

連帯保証は主債務者と連帯して債務を負担する保証人ですから、複数の連帯保証人がいても保証人の数に応じて負担額を分別されること（分別の利益、民法456条、427条）はなく、連帯保証人はそれぞれ全額の支払義務を負います。



連帯保証人は債権者から請求を受けた場合、まず主債務者に請求してくれと主張すること（催告の抗弁、同452条）も、主債務者本人の財産に強制執行するよう要求すること（検索の抗弁、同453条）もできません（同454条）。

連帯保証人は、債権者との関係では主債務者と同様の責任を負うことになります。

主債務者が死亡した場合、主債務者の相続が開始し、相続人が主債務を相続することになりますが、主債務者の死亡は主債務を消滅させるものではないので連帯保証債務に変わりはありません。主債務者が死亡しその相続人が不存在の場合でも、連帯保証債務に変わりありません。

主債務者が破産し免責決定を受けた場合、免責決定により主債務が消滅することから、保証債務の附従性により連帯保証債務も消滅するようにも思えますが、免責許可の決定は破産債権者が破産者の保証人に対して有する債権に影響を及ぼさないとする規定（破産法253条②）があるので、連帯保証債務に変わりはありません。

連帯保証人が連帯保証から脱退するには債権者の承諾を得る必要があります。債権者からすれば連帯保証人が抜けることは債権回収の担保がなくなることを意味しますので脱退の承諾を得ることは容易ではありませんが、連帯保証人脱退の代わりに担保となるもの、たとえば主債務者側であらたに抵当権を設定する不動産を提供したり、資力のある別の人を保証人に立てたりすることができれば、連帯保証から脱退できる可能性があります。

金融機関からの住宅ローン借入の場合など、夫が借主となり妻が連帯保証人となることが多くみられます。この夫婦が離婚に至った場合、連帯保証契約は借入先金融機関と妻が締結した契約ですから、離婚しても連帯保証債務になんら影響を及ぼしません。

離婚時に、ローン返済の責任はすべて夫が負い妻には責任を負わせないと夫婦間で約束しても、その約束は金融機関との関係では効力はありません。妻が連帯保証から脱退するには借入先金融機関の承諾を得なければならないのです。